



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 419 和歌山県と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (市町村課)..... 1
- 420 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 2
- 421 美浜町土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 2
- 422 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 2
- 423 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ( // )..... 3
- 424 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( // )..... 3

### ○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)..... 3

## 告 示

### 和歌山県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合から受けた。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第420号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051300030	くまの子教室	伊都郡かつらぎ町妙寺146-2 かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム内	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	令和6.4.13

和歌山県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和6年3月17日就任）

職名	氏名	住所
理事	稲葉喜宣	日高郡美浜町大字和田1189番地
理事	塩崎清則	日高郡美浜町大字和田264番地の1

和歌山県告示第422号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

重根9地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱8号と9号を結ぶ線及び標柱10号と11号を結ぶ線は市道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		重根	比瀬	879番	
2号	〃		〃	大谷	2057番1	
3号	〃		〃	〃	2058番	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	2059番1	
6号	〃		〃	〃	2059番2	
7号	〃		〃	〃	2059番1	
8号	〃		〃	坂東垣内	635番地先	道路敷

9号	〃		〃	〃	636番地先	道路敷
10号	〃		〃	風呂免	857番10地先	道路敷
11号	〃		〃	〃	866番地先	道路敷
12号	〃		〃	比瀬	870番1	
13号	〃		〃	〃	877番1	

**和歌山県告示第423号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年2月19日付け和歌山県告示第146号、平成29年1月24日付け和歌山県告示第94号及び平成30年6月26日付け和歌山県告示第733号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
平14（Ⅰ-123）、東谷5（Ⅱ-397）、滝東滝11（Ⅱ-430）、御所11（Ⅱ-673）、平（6）（Ⅱ-10062）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第424号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
平14（Ⅰ-123）、東谷5（Ⅱ-397）、滝東滝11（Ⅱ-430）、御所11（Ⅱ-673）、平（6）（Ⅱ-10062）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年4月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和6年度 調達案件番号20240000303号

(2) 調達案件名

ドラフトチャンバー、実験台及び給排気設備

(3) 調達物品の名称及び数量

ドラフトチャンバー、実験台及び給排気設備 一式

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

令和7年3月19日（水）

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の大分類「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、個別入札公告により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和6年4月16日（火）から同年5月7日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和6年5月8日（水）午前9時から同月9日（木）午後3時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和6年5月9日（木）午後3時

- (2) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和6年5月8日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。  
(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。  
(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。  
(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。  
(5) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Fume hood, Laboratory furniture, Air supply and exhaust equipment : 1 set

(2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 9 May 2024 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 8 May 2024)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288